

# 財政健全化計画書

北海道中頓別町

## 第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

本町は、厳しい地域経済を背景に税収が伸び悩む中、平成7年度から平成14年度頃実施した高齢者福祉対策に対応した福祉施設の整備、社会資本の整備として、公営住宅建設や町道整備等、生活環境対策として、一般廃棄物処理施設整備や下水道整備、水道統合整備並びに病院施設改修、消防支署の建設などを取り進めてきた。その結果、財政基盤が脆弱であることから財源の多くを起債に頼らなければならなかったことにより、普通会計における公債費が年々増加し、平成18年度にピークをむかえた。さらに、公営企業会計に対する公債費的繰出金や、一部事務組合に対する公債費的負担金が増加した結果、平成17年度決算で実質公債費比率の3ヶ年平均が26.0%となり、平成18年度から地方債の発行において、起債許可団体となっている。このため、平成19年2月に公債費の適正管理を行うことを目的に「中頓別町公債費負担適正化計画」を策定し確実に実行してきたが、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成20年度決算から完全施行されることとなり、本町の平成20年度決算では、健全化判断比率の一つである実質公債費比率が、28.3%となり、早期健全化基準である25.0%を超えたことにより財政健全化団体となり、さらなる財政健全化の取組が急務となった。

以上のように、急速な各種施設の整備は、町民サービスの向上に寄与したものの、その財源とした地方債の償還が財政運営を長期にわたって圧迫することとなったものである。

## 第2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

### 第3 財政の早期健全化の基本方針

#### 1 計画の背景

今後も人口減などによる税収の減額や地方交付税等の大幅な増額が見込めず厳しい財政状況が続くものと予想されるが、こうした厳しい財政状況の中で行政サービスの水準を維持し、新たな行政需要に対応するためには、財政基盤の確立を図るとともに安定した財政運営が求められる。

当町が「財政健全化団体」となった早期健全化基準の一つである実質公債費比率は、過去の大型事業により地方債の発行が増加したものであるが、現在は、普通建設事業の縮減による地方債の発行の抑制を基本に改善を図っている。

「中頓別町公債費負担適正化計画」では、公債費の償還のピークが平成18年度となっており、その後、現在までは計画どおり緩やかに減少している。実質公債費比率において早期健全化基準の25%を下回るのは、平成22年度決算となる見通しである。

#### 2 基本方針

財政健全化を確実に推進していくため、「中長期行財政運営計画」並びに「中頓別町公債費負担適正化計画」を基本として人件費等の削減をはじめ、普通建設事業などの投資的経費等を抑えることにより、起債発行額を最大限抑制し、公債費負担の軽減を図ることとする。

##### ※中長期行財政運営計画

- ・ 財政運営の適正管理を行うことを目的とする。
- ・ 平成18年度～平成28年度

#### 3 財政健全化の目標

財政健全化に向けた目標として、健全化判断比率を計画期間内に早期健全化基準以下の数値に改善を図ることとする。

##### ・ 実質赤字比率

一般会計等における収支については、赤字を発生させない財政運営を行う。

##### ・ 連結実質赤字比率

一般会計等における収支については、赤字を発生させない財政運営を行う。

##### ・ 実質公債費比率

財政健全化計画及び公債費負担適正化計画の確実な実行により、計画期間内に早期健全化基準以下の数値に改善を図り、さらには、18%以下の水準に低減化を図り、起債許可団体から起債協議団体への移行を図る。

##### ・ 将来負担比率

財政健全化計画及び公債費負担適正化計画の確実な実行により、地方債現在高を計画的に減少させることとし、比率の低減化を図る。

#### 4 財政健全化の重点目標と具体的な取組み

財政の早期健全化を確実に推進していくため、「財政健全化計画」、「中長期行財政運営計画」並びに「中頓別町公債費負担適正化計画」を基本として、普通建設事業など投資的経費の抑制をはじめ人件費の削減、事務事業の見直しによる徹底した経常経費の抑制、各団体に対しての補助金及び特別会計における繰出金の見直し等を行い、また、町税及び各種使用料・手数料などの自主財源の安定的な確保に努めることとする。

以下の項目について、重点的に取組み早期の財政健全化を図る。

重点事項	具体的方策	実施項目
給与の適正化・ 定員管理	給与の独自削減	一般職の給与削減の継続
	職員の定員管理	職員数の削減
健全な財政運営	公共投資の重点化	普通建設事業の抑制
	事務事業の見直し	経常経費の抑制

#### 第4 実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

##### 1 給与の独自削減・・・【目標効果額 27百万円】

###### ・一般職の給与削減の継続

一般職の給与については、平成17年度から勤勉手当等を凍結し独自削減を実施しているが、当初予定していた5年間（平成21年度まで）を平成22年度も一部継続する。

##### 2 職員の定員管理

###### ・職員数の削減

特別職2名を除く、一般職員数は平成21年4月1日現在で82人（うち普通会計職員は50人）。毎年度、退職者不補充により職員数が減少している。今後も中頓別町第2次定員管理計画などに基づいて、人口規模・財政規模に応じた職員数の適正化を図る。

※ 目標効果額については、方策実施前の職員数を中頓別町第2次定員管理計画に基づき推計していることから記載しない。

##### 3 公共投資の重点化

###### ・普通建設事業の抑制

投資的経費は、厳しい財政状況から、住民生活に影響するものや財政健全化を図るうえで必要なものを選定し最大限抑制する。また、起債は公債費負担適正化計画に基づき、借入予定額を超えない範囲で発行し公債費負担の軽減に努める。

※ 目標効果額については、方策実施前に公債費負担適正化計画に基づき実施してきたことから記載しない。

##### 4 事務事業の見直し・・・【目標効果額 2百万円】

###### ・経常経費の抑制

従来から実施してきた経常経費などの見直しによる削減を、さらに進め徹底した経費削減を図る。

## 第5 各年度の第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

【普通会計におけるこれまでの主な取り組みの効果額】 (単位：百万円)

項目	年度				総効果額
	平成17年度 (計画前4年度)	平成18年度 (計画前3年度)	平成19年度 (計画前々年度)	平成20年度 (計画前年度)	
給与の独自削減	44	42	31	29	146
普通建設事業の抑制	173	312	303	4	792
経常経費の抑制	5			2	7
補助金等の抑制		4		3	7
公営企業等の経営健全化 (繰出金の削減)			4	1	5
合計	222	358	338	39	957

【普通会計におけるこれまでの主な取り組みの効果】 (単位：人)

項目	年度				総効果
	平成17年度 (計画前4年度)	平成18年度 (計画前3年度)	平成19年度 (計画前々年度)	平成20年度 (計画前年度)	
職員の定員管理 (削減数)	4	21	6	6	37

【普通会計における目標効果額】 (単位：百万円)

項目	年度		合計
	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	
給与の独自削減	18	9	27
普通建設事業の抑制	0	0	0
経常経費の抑制	1	1	2
合計	19	10	29

【普通会計における目標効果】 (単位：人)

項目	年度		合計
	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	
職員の定員管理 (削減数)	7	1	8

## 第6 各年度の健全化判断比率の見通し

(単位：%)

年度 健全化判断比率	計画初年度の 前年度	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (第2年度)
実質赤字比率	— (15.00%)	— (15.00%)	—
連結実質赤字比率	— (20.00%)	— (20.00%)	—
実質公債費比率	28.3% (25.0%)	25.6% (25.0%)	23.9%
将来負担比率	105.3% (350.0%)	71.1% (350.0%)	63.3%

(注) 各年度の健全化判断比率の数値は、決算年度の数値である。

備考 計画初年度の前年度及び計画初年度については、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

## 第7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- ① 個別外部監査で指摘された事項については、今後、真摯に調査検討する。
- ② 補助金等の見直し

外部団体に対する補助金等を見直し、支出の根拠並びに効果を検証することにより、自主運営による経営努力を図ることを目的に見直しを行うものとする。

- ③ 町税等の歳入確保

住民による負担の公平の観点から滞納者に対する戸別徴収をさらに強化し、税収等の促進を図る。

- ④ 公営企業、特別会計の経営健全化

- (1) 各種使用料の見直し

公営企業及び特別会計については、独立採算性が基本である。しかし、自主運営をすることが難しいものが多いのが現状であるが、受益者負担の額を見直すことが必要並びに可能なものについては、料金の見直しを検討することで、適正な受益者負担の設定を図る。

## (2) 事務事業の見直し

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、全会計の収支状況で財政の健全度が判断されることになったことから、公営企業会計等の事業運営についても、従来から実施してきた経常経費の削減、外部委託の実施など、さらに積極的に取り組み、効率的な運営を確立するとともに、一般会計からの繰出金の削減を図る。

【参 考】

財政健全化計画における普通会計の財政収支見通し

(単位:百万円)

区 分		年 度			
		計画初年度 の 前 年 度	平成 21 年度 (計画初年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
歳             入	町税	170	170	163	159
	地方譲与税	72	67	64	68
	地方特例交付金	2	3	1	1
	地方交付税	2,127	2,204	2,104	1,951
	地方消費税交付金	21	20	20	21
	自動車取得税交付金	18	14	14	18
	分担金・負担金	15	19	17	13
	使用料・手数料	100	65	62	62
	国庫支出金	217	351	190	190
	道支出金	137	142	150	150
	繰入金	32	77	42	133
	町債	206	280	181	215
	その他	111	116	61	61
	計 (A)	3,228	3,528	3,069	3,042

区 分		年 度			
		計画初年度 の 前 年 度	平成 21 年度 (計画初年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
	人件費	489	466	470	434
	物件費	256	348	308	291
	扶助費	170	188	201	180
	補助費等	542	555	513	513
	普通建設事業	328	478	297	297
	公債費	939	954	894	934
	繰出金	279	289	281	281
	その他	161	100	105	112
	計 (B)	3,164	3,378	3,069	3,042

差引額 (A) - (B)	64	150	0	0
---------------	----	-----	---	---